

受験番号			
------	--	--	--

令和5年度
鹿児島県職員採用試験（民間企業等職務経験者対象）
第1次試験

専門試験

〔解答時間 2時間〕

試験区分	建築
------	----

【問題】

次に示す設計条件により、「市街地に建つ児童クラブを併設した子育て支援センター」の基本設計をなさい。

1 計画の趣旨

鹿児島県内のある地方都市の市街地において、地域の子どもの健全な生活の場となり、子育ての相談や子育て支援情報の利用できる、児童クラブを併設した子育て支援センターを計画する。

2 設計条件

(1) 敷地及び周辺状況

- ア 形状、道路との関係、方位等は別図のとおりである。
- イ 用途地域は第一種住居地域であり、防火・準防火地域の指定はない。
- ウ 建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- エ 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好で杭打ちの必要はない。
- オ 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。

(2) 構造及び階数は、鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）2階建てとする。

(3) 延べ面積は、380 m²以上430 m²以下とする。

（ピロティ、玄関ポーチ、バルコニー、屋外スロープ、駐車スペース、駐輪スペース等は床面積に算入しない。）

(4) 通常時は10時から18時まで職員6名が常駐し、当施設を管理するものとする。

(5) 所要室は次のとおりとする。

設置階	室名	特記事項
1階	エントランスホール	ア 履物は、履き替えないこととする。 イ 出入口の幅の寸法は1,200 mm以上とする。 ウ 小規模な展示に使用可能なコーナーを設ける。
	児童クラブ	ア 面積は60 m ² 以上とする。 イ 靴を脱いで利用するものとする。 ウ 折り畳み机・椅子等を収納するスペースを設ける。
	事務室	ア 面積は30 m ² 以上とする。 イ 受付カウンター、湯沸コーナーを設ける。
	便所（1）	ア 男女別に設け、それぞれ洗面スペースを設置する。また、大便器は洋式とする。 イ 車いす使用者が利用可能な多目的便所を設け、広さは心々2,000 mm×2,000 mm以上とする。
2階	育児交流室	ア 面積は50 m ² 以上とする。 イ 入口に下足入れを設ける。 ウ 畳コーナー20 m ² 以上を設ける。 エ 授乳ブースを設ける。
	育児相談室	面積は15 m ² 以上とし、可動間仕切りにより2室に分割して利用できるようにする。
	休憩室	ア 面積は10 m ² 以上とする。 イ 職員用の休憩室とする。 ウ 畳コーナーを設ける。
	便所（2）	ア 男女別に設け、それぞれ洗面スペースを設置する。また、大便器は洋式とする。 イ 幼児用便所を設ける。
	バルコニー	ア 心々2,000 mm以上の奥行きを確保する。 イ 育児交流室の前面に設ける。

(6) その他所要室全体に係る特記事項

- ア 各所要室において、床面積の記載がない場合、床面積は適宜とする。
- イ 1階と2階は、階段の他にエレベーター（1基）で連絡する。
- ウ 屋内階段の踏み面は250 mm以上とすること。
- エ 車いす使用者の利用に配慮すること。
- オ 所要室以外にも設計趣旨上、必要と思われる室等は追加してよい。

(7) 駐車等スペースその他屋外部分に係る事項

- ア 敷地内に2台分の駐車スペース（うち1台は施設管理用、うち1台は車いす使用者用）を設けること。なお、その他の職員・利用者は敷地南側に隣接する公園内の駐車場を利用するものとする。
- イ 敷地内に自転車10台分の駐輪スペースを設けること。
- ウ 敷地内の通路の計画において高低差が生じる場合は、屋外スロープ（勾配は1/15以下）を設ける。
- エ 敷地南側に隣接する公園から当施設へのアプローチにも配慮すること。なお、公園側との出入口は自由に設定してよい。

3 要求図書

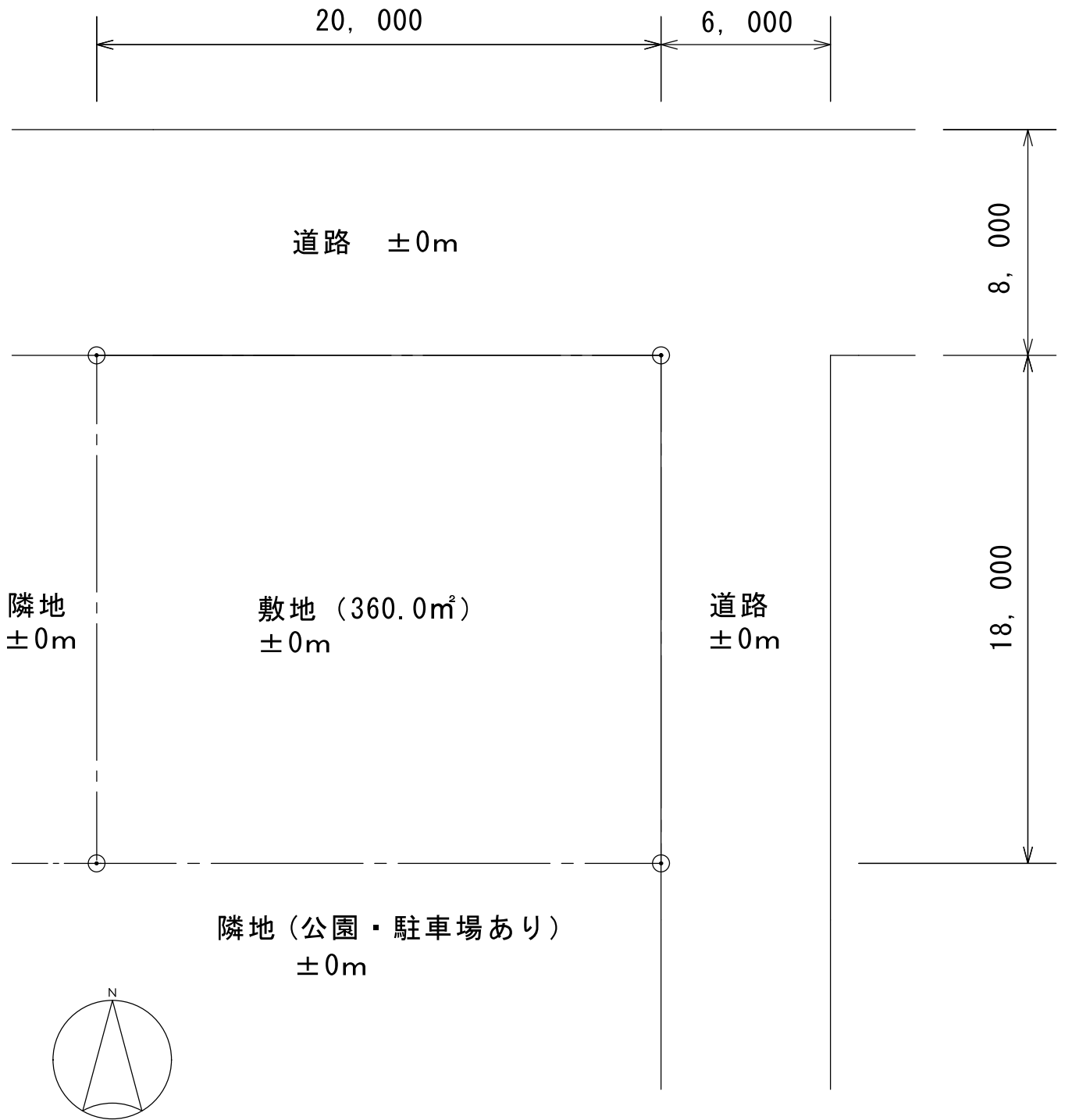
下表により、「専門試験答案用紙」及び「建築設計製図」に記入しなさい。

要求図書	特記事項
(1) 設計趣旨 (「専門試験答案用紙」に記入)	次の事項について、設計にあたって工夫や考慮した内容、考え方を400字以内で記述する。(箇条書きでよい。) ア 施設利用者に対する工夫や考慮 イ 敷地条件に応じた工夫や考慮
(2) 1階平面図兼配置図 (縮尺：1/100)	ア 敷地境界線と建築物の距離及び建築物の主要な寸法を記入する。 イ 道路及び南側隣接公園からのアプローチ、門、塀、植栽、駐車スペース、駐輪スペース、屋外スロープ(高低差が生じる場合)等を記入する。
(3) 2階平面図 (縮尺：1/100) (2)及び(3)は「建築設計製図」に記入)	ウ 室名(収納など付随するスペースの名称を含む。)、柱、壁、窓、出入口等のほか、各室の床面と地盤面や廊下等との高低差(高低差が生じる場合)を記入する。 エ 次に掲げる所要室には、次のものを記入する。 ・エントランスホールに展示コーナー ・事務室に受付カウンター、机、椅子、流し台及びコンロ台 ・育児交流室に畳コーナー及び授乳ブース ・育児相談室に机、椅子及び間仕切りの位置 ・便所に大・小便器及び洗面器 ・その他、各室に必要なと思われるものを適宜記入してよい。 オ 1階に平屋部分がある場合は、2階平面図に屋根伏図も併せて記入する。
(4) 面積表 (「建築設計製図」の右上部に適宜記入)	ア 建築面積、各階床面積及び延べ面積を記入する。 イ 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ 面積の数値は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。

4 その他

- (1) 図面は、黒鉛筆仕上げとする。(定規を用いなくてもよい。)
- (2) 記入寸法の単位は、mmとする。なお、「建築設計製図」の1目盛は、5mmである。
- (3) 地域特有の建築制限については、考慮しなくてよい。

【別図】



敷地図 (縮尺1/200)

※記入寸法の単位はmm